

会 長 談 話

当審議会は、昨年7月の発足以来、昨年暮れに決定した論点整理に基づいて調査審議を行い、本日、これまでの調査審議の結果を踏まえた中間報告の項目を決定したところである。

これまでの調査審議においては、国民により利用しやすい司法制度を実現するには、制度的基盤の拡充のみならず、司法制度を運用する質量ともに充実した人的基盤が必要であるとの認識から、審議の中で、再三再四、人的基盤の拡充の必要性を確認するとともに、21世紀の司法制度を担うのにふさわしい法曹を養成するために法曹養成制度の改革に関する審議を行ってきた。そこで、中間報告の項目としても、まず、司法を担う人的基盤の拡充として、新たな法曹養成制度の構築、法曹人口の拡大、裁判所・検察庁の人的体制の充実を含んだ「法曹の質と量の拡充」、さらに、「弁護士制度の改革」、「裁判官制度の改革」を挙げている。その次に、国民がより利用しやすい司法制度の実現のためには、何よりも司法制度そのものを改革する必要があることから、司法を支える制度的基盤の拡充として、「利用しやすい司法制度」、「国民の期待に応える民事司法の在り方」、「国民の期待に応える刑事司法の在り方」の項目を掲げ、最後に、人的基盤及び制度的基盤の双方に関連することから、国民の司法参加を独立して掲げている。その中で、「分かりやすい司法の実現」という項目も掲げているが、これは、在るべき司法制度が国民に利用しやすいものであるためには、司法制度自体の改革のみならず、カタカナ文語体や現代社会に適応しない用語を混じえた法律を現代化するなど、基本法の内容自体も国民にわかりやすいものにする必要もあるからである。

今後、この中間報告の項目に従って、これまでの調査審議の結果、審議会の意見として方向性が一致したところを踏まえ、中間報告の取りまとめを行うこととなるが、中間報告は、国民がより利用しやすい、21世紀の在るべき司法制度の骨格を示すようなものにしたいと考えている。

もとより、中間報告後も、広く国民の声に耳を傾けながら、引き続き精力的に調査審議を行って議論を深め、最終意見においては、21世紀の在るべき司法制度の具体的な姿を描き出したいと考えているが、中間報告において示すこととなる事項の中には、司法制度が日常的に生起する様々な法律問題と深い関わりを持ち、国民生活に密着していることに照らせば、例えば、司法の人的基盤の拡充や基本法制の所要の整備など、早期に着手すべき事項もあることから、そうした事項については、当審議会としては、内閣を中心とする関係諸機関において、積極的かつ早期の対応をしていただくことを、中間報告の項目発表に併せて希望する次第である。